

公共下水道管渠浸入水調査 業務委託仕様書

- ・公共下水道管渠浸入水調査共通仕様書
- ・公共下水道管渠浸入水調査業務委託特記仕様書
- ・添付資料:別紙1～3

市 川 市

公共下水道管渠浸入水調査共通仕様書

本共通仕様書は、市川市が実施する「公共下水道浸入水調査業務委託」(以下、「本委託」という。)に適用し、委託業務を実施するにあたり必要な事項を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないものについては、別に指示する特記仕様書・設計図書によるものとする。

1.業務の目的

公共下水道管と公共ます、排水設備そのものの機能が正常に保たれているか点検調査するものである。また、大雨時に污水管への雨水浸入によるマンホールからの污水溢水や、大雨時県の污水处理に係る処分費の増加が懸念されることから、污水は污水系統に、雨水は雨水系統に正しく流入されているかを確認するため実施することを目的としている。

2.法令等の遵守

業務の実施にあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。また、安全・施工・工程管理等については、公益社団法人日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―」の標準仕様書等に基づき履行すること。

ア. 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法
イ. 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
ウ. 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
エ. 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
オ. 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規
カ. 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
キ. 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
ク. 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
ケ. 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
コ. 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
サ. 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
シ. 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
ス. 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
セ. 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
ソ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
タ. 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
チ. 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
ツ. 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57) 及び同法関連法規
テ. 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規

- ト. 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規
ナ. 市川市環境保全条例 (平成 10 年市川市条例第 31 号) 及び同条例関連法規
適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は、最新のものを使用すること

3. 業務の方法

一般事項

- (1) 受託者は、「作業計画書」に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告し、承諾を得たうえで作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (3) 調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと
- (4) 作業にあたっては、下水道施設に損傷を与えないように必要な防護措置を講じることとし、十分留意すること。
- (5) 作業にあたり、仮締め切りを必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締め切りは、上流に溢水が起らない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (6) 受託者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び市川市環境保全条例などの公害防止関連法令に定める、規制基準を遵守するために必要な処置を講じること。
- (7) 監督職員は、受託者が監督職員の指示に反して作業を続行した場合や、監督職員が事故防止上危険と判断した場合には調査の一時中止を命じることができる。
- (8) 作業にあたり、道路その他の工作物を汚損させないこと。万一、汚損させた時は、その都度、洗浄・清掃をすること。
- (9) 調査終了後、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の整理・清掃を行うこと。
- (10) 人孔蓋が開かない場合や現地で調査する下水道施設を確認できない場合は、監督職員と協議すること。
- (11) 受託者は、調査を実施するに先立ち、市が通知する案内文書の他に具体的な調査内容等が記載された案内文により、地元住民等に説明し、理解と協力を得たうえで作業に着手すること。
- (12) 受託者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交流があったときは、延滞なく監督職員に報告し、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (13) 受託者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (14) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。
- (15) 受託者は、下水道施設に損傷を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧すること。
- (16) 受託者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。
- (17) 受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸

素欠乏症等防止規則」ならびに「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じること。

- (18) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (19) 調査箇所が私有地に及ぶ場合は、調査目的・調査概要等を十分に理解し、町会長及び住民に周知徹底するとともに、公共事業であることの理解を得られるよう実施すること。
- (20) 現地踏査、各戸訪問の際には、市の発行する身分証明書を必ず見える箇所に携行し、住民らの求めがあった場合は必ず提示すること。

目視・音響・染料調査

- (1) 土地、建物、排水設備の所有者等の調査及び排水設備の雨水・汚水系統を、目視や音響または着色水により点検調査し、誤接続や排水設備不良箇所を抽出する。
- (2) 当該地区の道路排水施設についても、目視や音響により道路排水の流末を全て点検調査し、公共誤接続を抽出する。

送煙調査

送煙調査は、誤接の予想される分流式下水道管路施設において、煙を送り、昇煙の有無によって誤接等を判断する。以下の事項を遵守し作業を行うこと。

- (1) 止水プラグにより、管渠を一時的に遮断し、マンホール上に送風機を置く。
なお、止水プラグを使用する場合は、使用中、上流域の管内の滞水状況を適時確認すること。また、止水プラグが不要となった時点で、速やかに撤去すること。
- (2) 管渠に空気を送り込み、無公害の発煙筒を使用して送煙を行う。
- (3) 管渠の異常を発見したら、スプレーペイント(有色)等で目印をする。
- (4) 送煙調査を行う前に、必ず消防署及び周辺住民に連絡を徹底しておく。
尚、周辺住民への周知方法については監督職員と協議の上、行うこと。
- (5) 写真撮影は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、昇煙が確認された箇所毎に撮影すること。
- (6) 昇煙が確認された箇所については、目視・音響調査等により、昇煙原因を調査すること。
- (7) 雨天時は調査に影響を及ぼすことから、調査を実施しないこと。
- (8) 調査において取付管の管種を確認し、結果と併せて報告すること。
- (9) 穴開きますや穴開きマンホール等により、不明水浸入の原因となる箇所が発見された場合、現地で即対応できるものについては、雨水が浸入しないよう対応すること。また、対応後は監督職員に必ず対応箇所、対応方法について書面にて報告すること。
- (10) 昇煙等により補修が必要と発見された箇所については、補修方法を考察するため、位置、破損状況等が分かるようにとりまとめ、提出すること。

取付管TVカメラ調査

- (1) 調査にあたっては、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック、取付管口等に十分注意しながら、撮影を行うものとする。
- (2) 不良箇所の位置表示は、取付ます中心からの距離とする。
- (3) 取付管 TV カメラ調査の実施箇所は、送煙調査結果に基づき、取付管に不具合があると判断されるところを抽出し、監督職員と協議の上、決定する。

4. 業務の報告

- ① 点検調査した宅地の状況については、町丁別に整理した上、総括表を作成する。
- ② 1 件ごとに点検調査表を作成する。
- ③ 誤接続や不良箇所については、位置及び状況を写真に記録し、点検調査表から検索できるように整理する。併せて改善方法を検討し報告する。
- ④ 調査において住民からの意見や要望、特記すべき内容があった場合は速やかに報告するとともに、報告書にその内容を記録すること。
- ⑤ 調査家屋について、排水設備検査証を確認し、必要事項を記載すること。
- ⑥ 未改造(下水道未接続)家屋についても、別途一覧表及び案内図にて報告すること。
- ⑦ 提出は 1 部、書式はA4とする。
- ⑧ その他、詳細については、協議の上、別途市の指示を受けること。

5. 秘密の保持

業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

個人情報の保護に関する法律の規定に則り、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

6. その他

- ① 交通用具は受託者の負担とする。
- ② 受託者は、契約締結後、すみやかにこの委託に精通した経験を有する業務責任者を定めるとともに、現場に業務責任者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- ③ 管路内で調査等を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- ④ 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

この仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、業務遂行上必要な事項については、市と協議の上、定めるものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

業務完了報告書

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

公共下水道管渠浸入水調査業務委託特記仕様書

下水道部 河川・下水道管理課

この仕様書は、市川市(以下「委託者」という。)が発注する「公共下水道管渠浸入水調査業務委託」に適用する。

- 1 件 名 公共下水道管渠浸入水調査業務委託
- 2 業務目的 公共下水道管渠に浸入してくる雨天時浸入水の原因及び箇所を特定調査するもの。
- 3 委託場所 市川市福栄4丁目1番～福栄3丁目21番地先 外1箇所
- 4 委託期間 契約の翌日 ～ 令和8年2月27日
- 5 業務内容(作業内容の詳細は共通仕様書参照)
 - (1)業務内容 ・送煙試験調査 L=1,355m
(水密性不良などの本管の状況調査。但し、昇煙が確認された場合、排水設備の誤接続、不良箇所の確認も行うこと。)
 - (2)管理全般 ・受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、委託者と業務内容について打合せを行うものとする。
 - ・通行車、通行人等の安全を確保するため、交通誘導警備員Bを適切に配置すること。
(特に駅の直近は歩行者も著しく多いため、特段の配慮が必要)
 - ・安全、施工、工程管理等において、公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理積算資料」及び千葉県「江戸川左岸流域下水道における不明水対策マニュアル」に基づき履行すること。また、法令等を遵守すること。
 - ・設計図書(共通仕様書・特記仕様書・図面等)に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。
 - ・業務区域の下水道管路は、水路内を横断する構造になっており、管路の継ぎ目や汚水枳の内蓋に脱落や破損等が無いか確認すること。
 - (3)調査箇所 市道 0106 号(別紙 1-1)、市道 6140,6151,6155,6156(別紙 1-2) 参照
- 6 添付資料 案内図(別紙1-1,1-2) 施行箇所図(別紙 2-1,2-2) 調査箇所集計表(別紙 3-1,3-2)
完了届
- 7 必要な資格に関する事項
業務責任者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会に登録されている「下水道管路管理専門技士(調査部門)」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理総合技士」のいずれかの資格を有し、直接的かつ恒常的に雇用関係にある者を配置すること。

8 業務実施日及び業務時間

- (1) 業務実施日 委託者が規定する日(原則、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始休日を除く。夜間・休日作業をする場合、監督職員の承諾及び所轄警察署の許可を得て行うものとする。)
- (2) 業務時間 昼間作業 午前9時から午後5時まで(原則とする)

9 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 提出書類

①業務計画書(1部)

- ・業務実施にあたり、業務開始前に提出するものとする。
- ・実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する機材等を記載するものとする。

②業務報告書(1部)

- ・業務完了後に提出するものとする。
- ・業務期間中の業務日報、実施工程表、警察協議書の写し、打合せ記録簿、協議簿等を取りまとめるものとする。

(2) 報告書(成果品)

◎報告書(送煙試験調査)1部

○送煙試験調査集計表

- ・調査路線ごとに、異常の有無、内容を一覧で記載すること。

○送煙試験調査記録表

- ・調査箇所ごとに異常箇所、内容について図を付して記載すること。
- ・宅内排水設備の異常(雨どいから煙が噴出等)を確認した場合は、記録表を作成すること。

○写真帳

- ・写真撮影(カラー)は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、本管は20m当たり3枚(送煙前と送煙中のマンホールと水路内の管路状況)を、宅内排水設備を含む 異常箇所については1箇所当たり3枚をそれぞれ標準とする。

○デジタルデータ

- ・集計表、記録表、写真帳のデータをDVDに保存し、1枚提出すること。

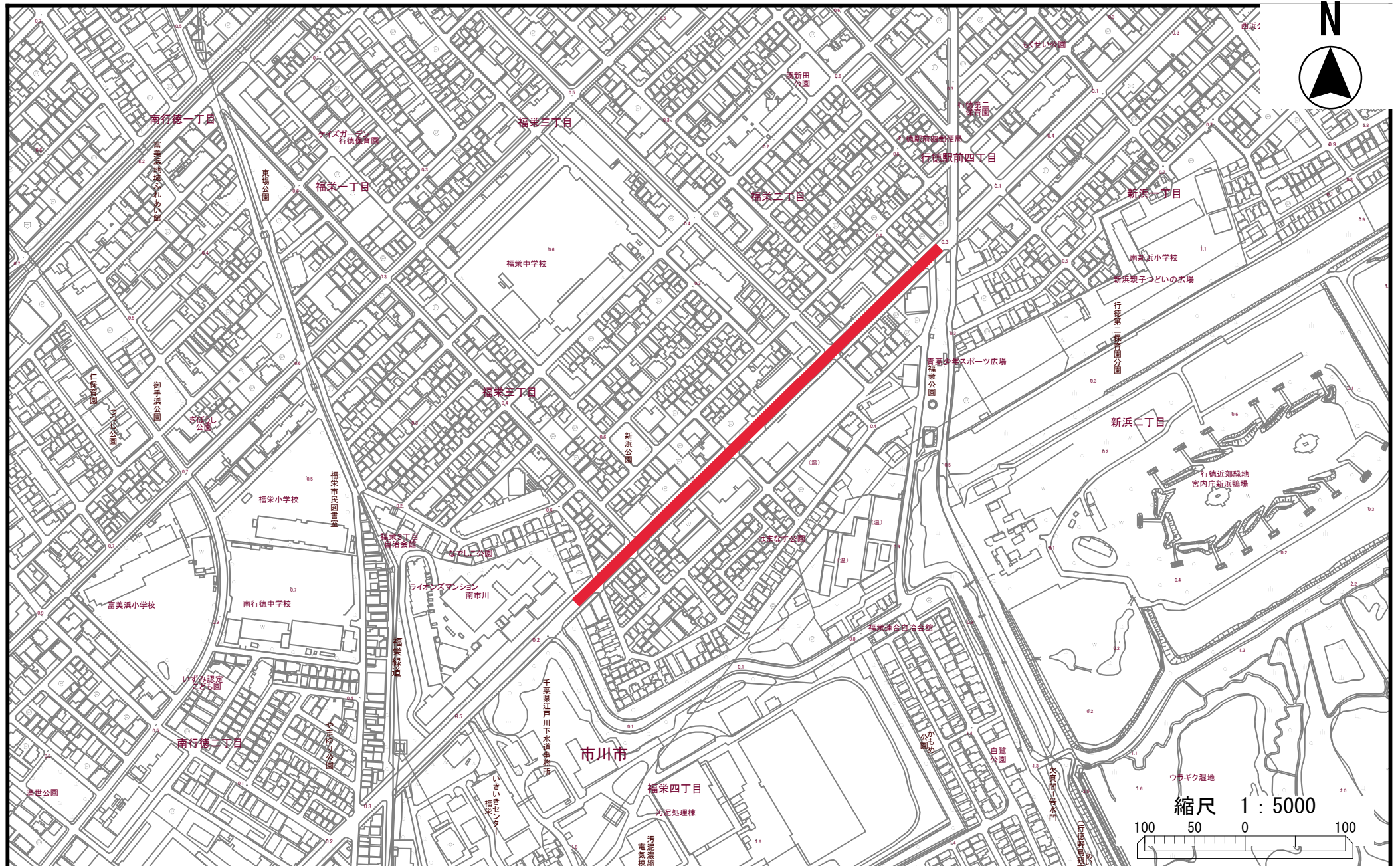
10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 県道に規制がかかる場面においては、交通誘導警備員Aを含ませることとする。
- (5) この仕様書及び共通仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

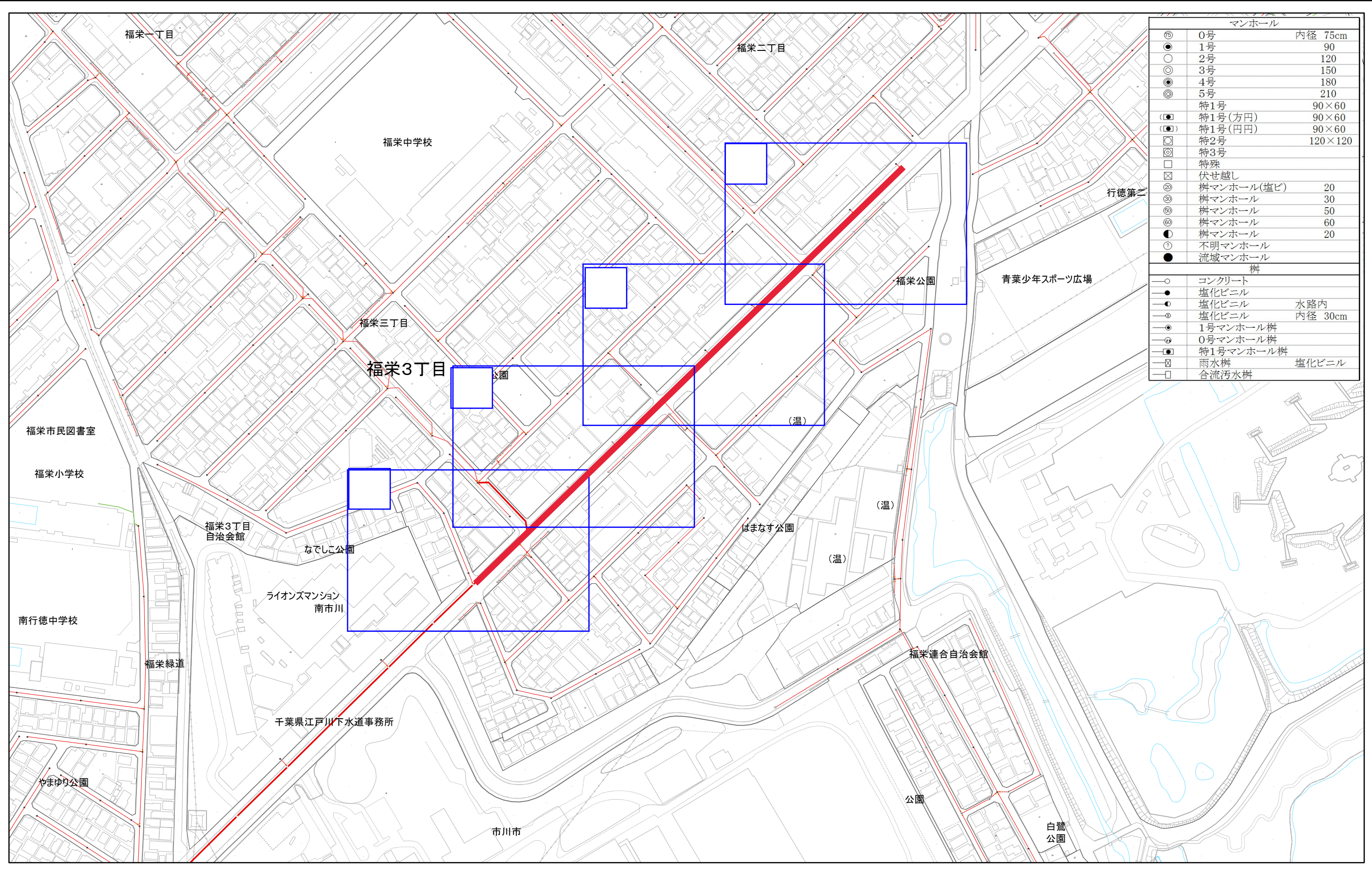
11 参考資料

- ・下水道施設維持管理積算要領—2020— 公益社団法人 日本下水道協会
- ・千葉県「江戸川左岸流域下水道における不明水対策マニュアル」



市川市下水道台帳図

別紙2-1

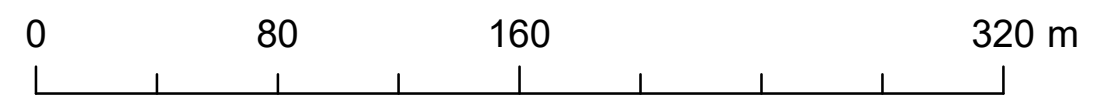


マンホール		
⑤	0号	内径 75cm
●	1号	90
○	2号	120
◎	3号	150
⊙	4号	180
⊕	5号	210
特1号	特1号	90×60
特1号(方円)	特1号(方円)	90×60
特1号(円円)	特1号(円円)	90×60
特2号	特2号	120×120
特3号	特3号	
特殊	特殊	
伏せ越し	伏せ越し	
樹マンホール(塩ビ)	樹マンホール(塩ビ)	20
樹マンホール	樹マンホール	30
樹マンホール	樹マンホール	50
樹マンホール	樹マンホール	60
樹マンホール	樹マンホール	20
不明マンホール	不明マンホール	
流域マンホール	流域マンホール	
樹		
○	コンクリート	
●	塩化ビニル	
●	塩化ビニル	水路内
●	塩化ビニル	内径 30cm
●	1号マンホール樹	
●	0号マンホール樹	
●	特1号マンホール樹	
●	雨水樹	塩化ビニル
●	合流汚水樹	

発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

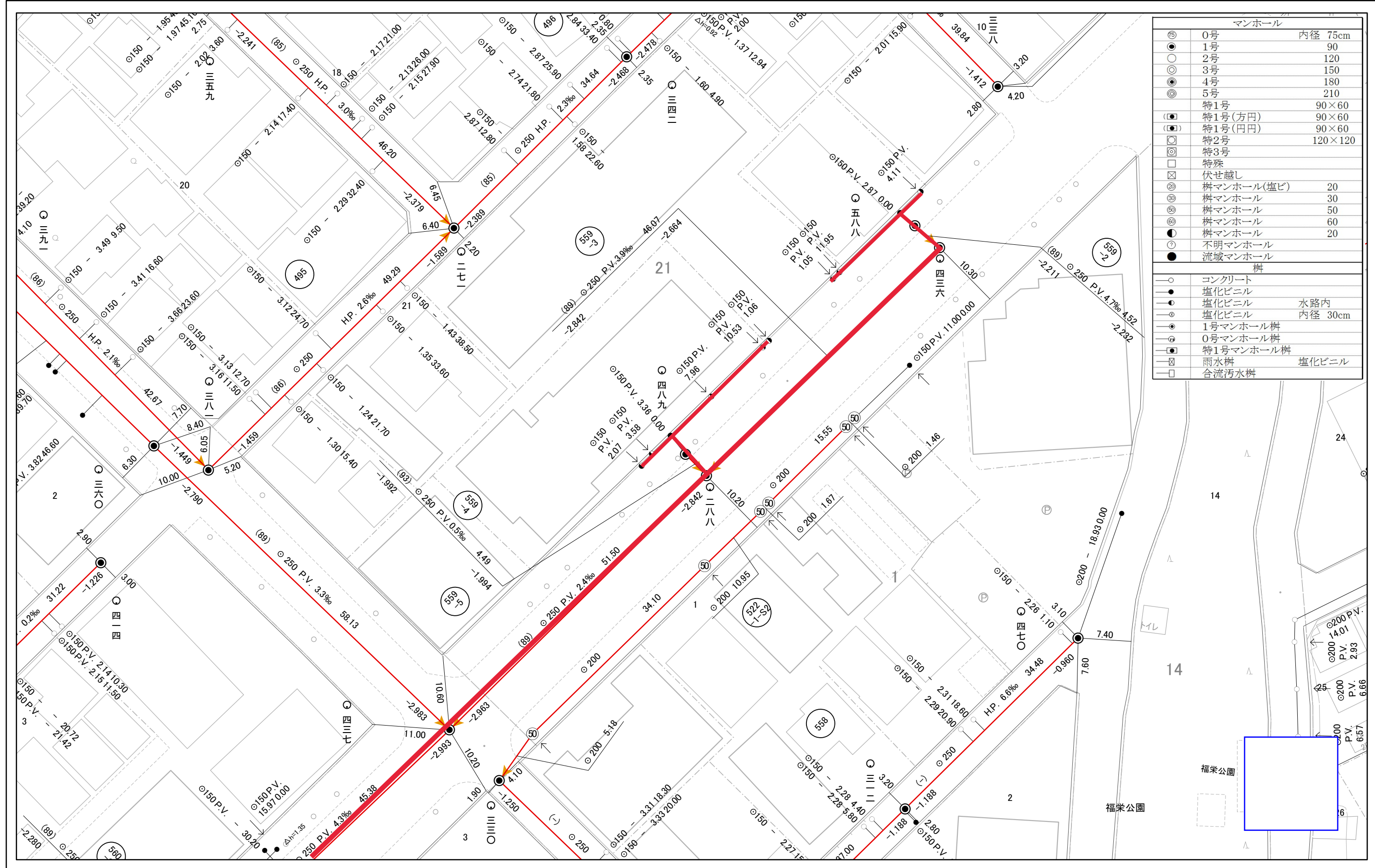
この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

1:2,500



発行年月日： 令和07年10月2日

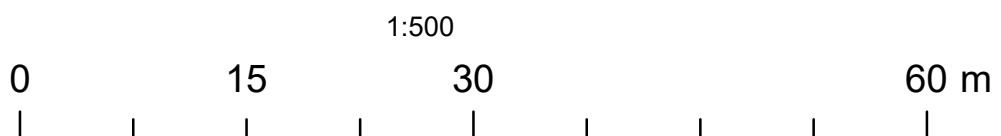
市川市下水道台帳図



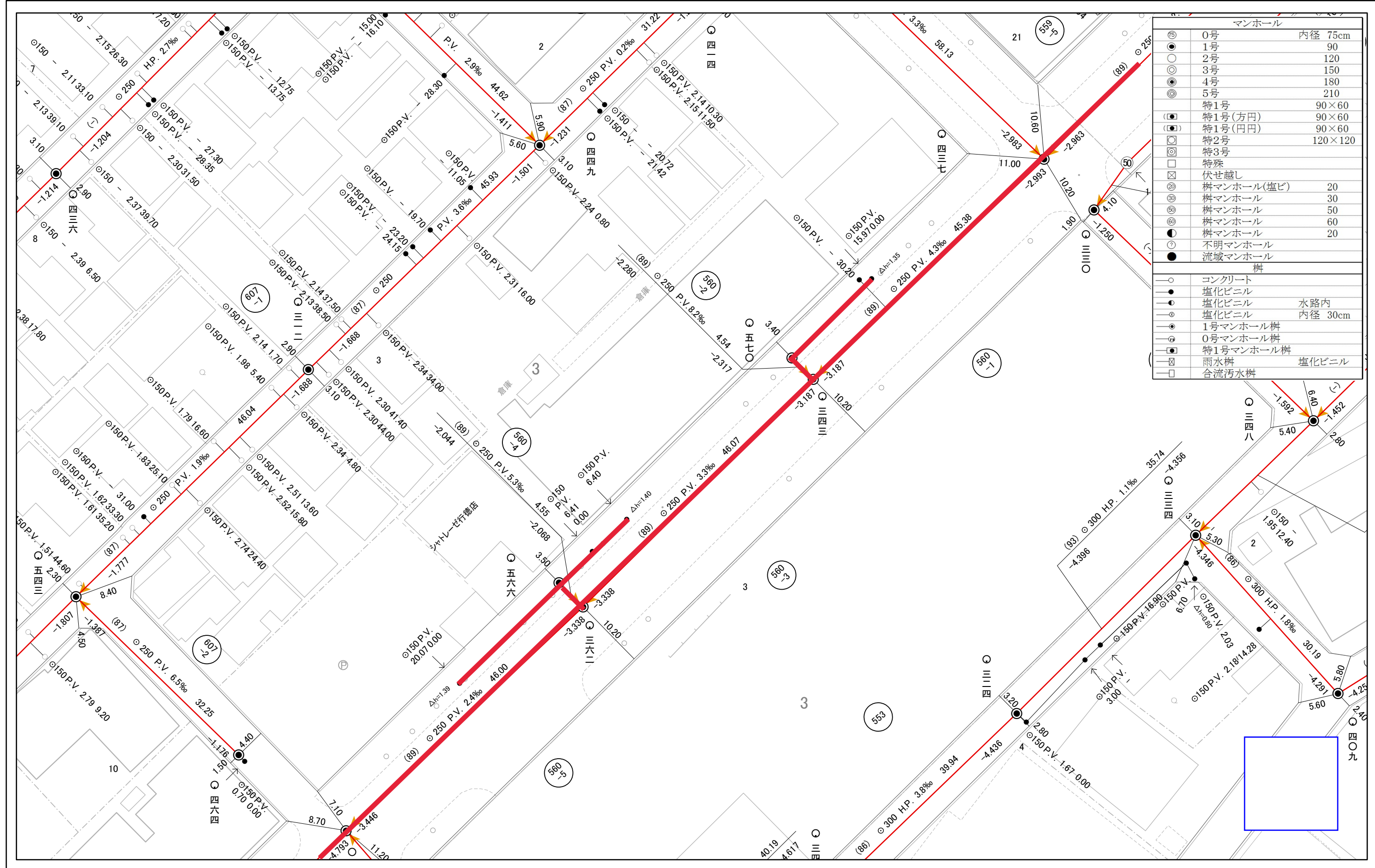
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年10月2日



市川市下水道台帳図

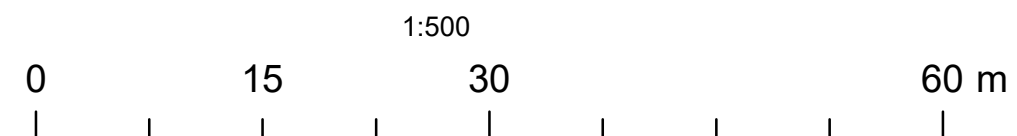


マンホール	
○	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
○	特1号 90×60
○	特1号(方円) 90×60
○	特1号(円円) 90×60
○	特2号 120×120
○	特3号
○	特殊
○	伏せ越し
○	樹マンホール(塩ビ) 20
○	樹マンホール 30
○	樹マンホール 50
○	樹マンホール 60
○	樹マンホール 20
○	不明マンホール
○	流域マンホール
樹	
○	コンクリート
○	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

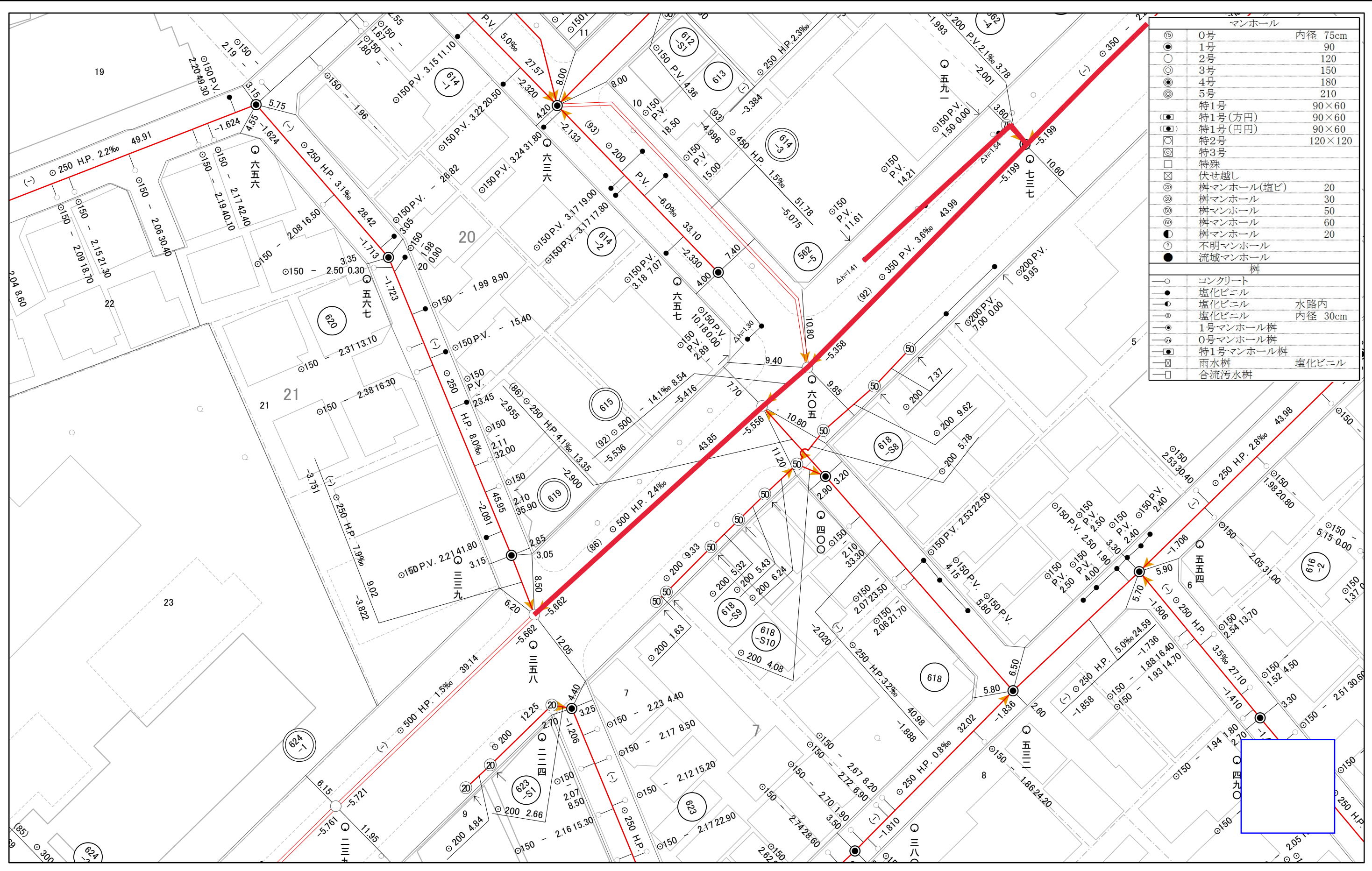
発行年月日： 令和07年10月2日





発行年月日： 令和07年10月2日

市川市下水道台帳図

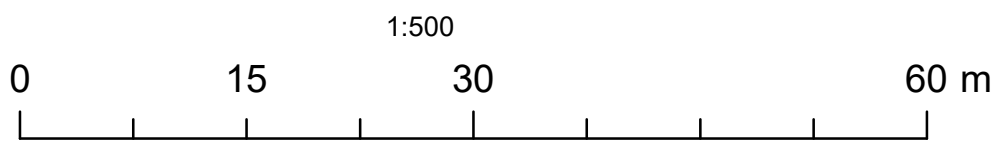


マンホール	
○	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
⊙	特1号 90×60
⊙	特1号(方円) 90×60
⊙	特1号(円円) 90×60
⊙	特2号 120×120
⊙	特3号
⊙	特殊
⊙	伏せ越し
⊙	樹マンホール(塩ビ) 20
⊙	樹マンホール 30
⊙	樹マンホール 50
⊙	樹マンホール 60
⊙	樹マンホール 20
⊙	不明マンホール
●	流域マンホール
樹	
○	コンクリート
●	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

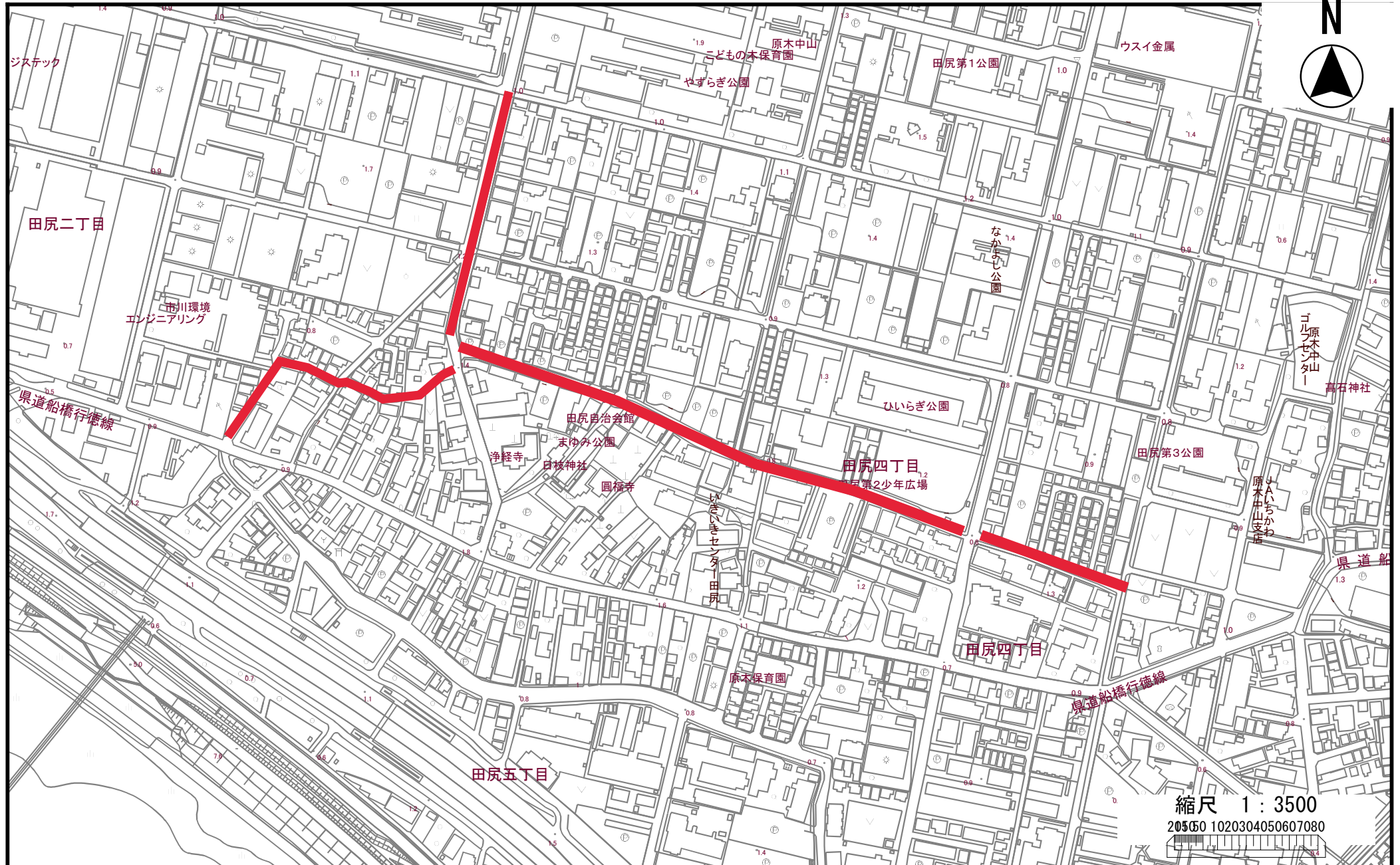
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年10月2日

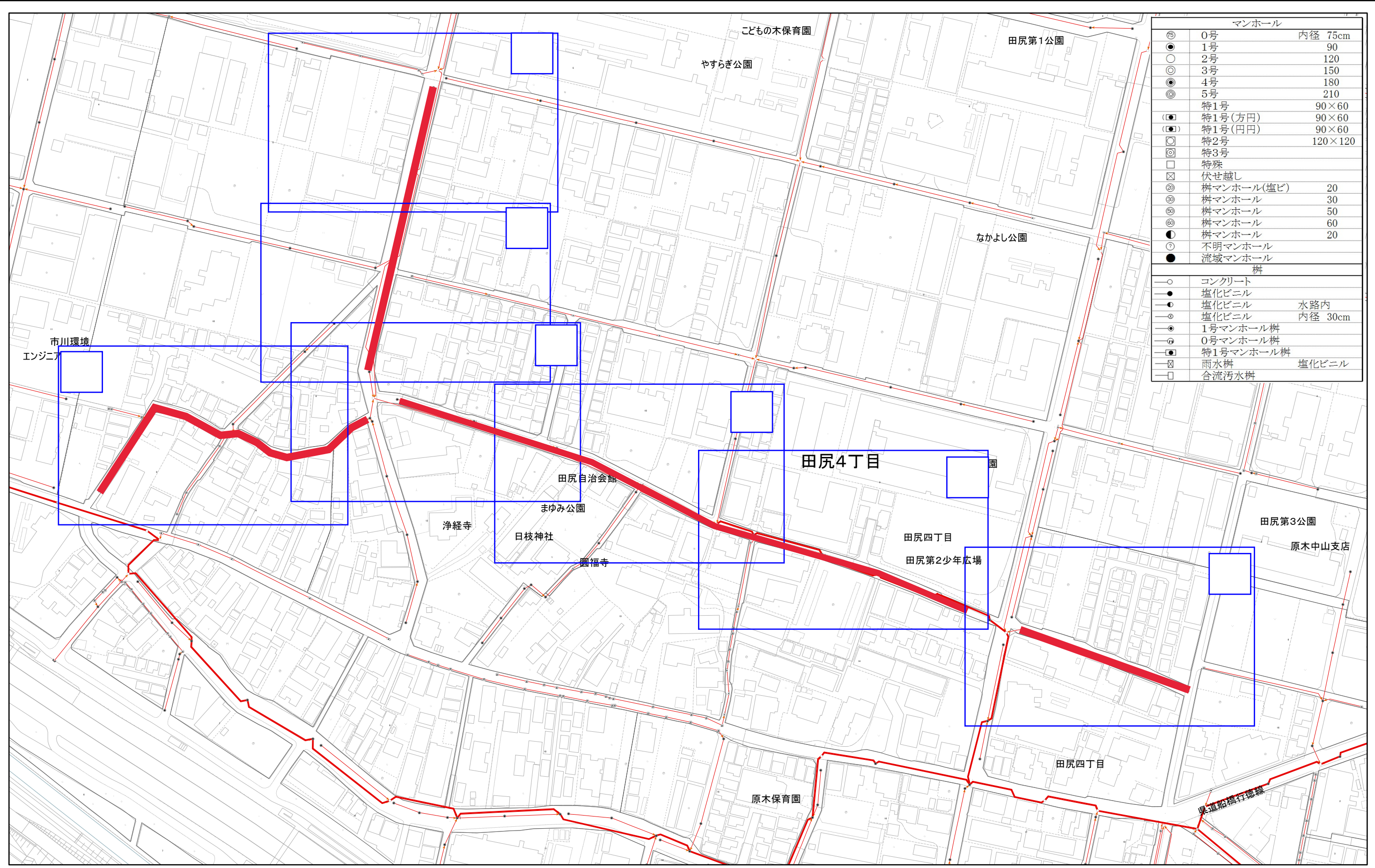


	路線番号	管種	口径	区間距離				
1	559-2	塩化ビニル(PV)	250	4.520				
2	559-3	塩化ビニル(PV)	250	46.070				
3	559-4	塩化ビニル(PV)	250	4.490				
4	559-5	塩化ビニル(PV)	250	51.500				
5	560-1	塩化ビニル(PV)	250	45.380				
6	560-2	塩化ビニル(PV)	250	4.540				
7	560-3	塩化ビニル(PV)	250	46.070				
8	560-4	塩化ビニル(PV)	250	4.550				
9	560-5	塩化ビニル(PV)	250	46.000				
10	562-1	不明	250	46.390				
11	562-2	塩化ビニル(PV)	200	3.920				
12	562-3	不明	350	44.830				
13	562-4	塩化ビニル(PV)	200	3.760				
14	562-5	塩化ビニル(PV)	350	43.990				
15	615	不明	500	8.540				
16	619	ヒューム(HP)	500	43.850				
17	559-3	塩化ビニル(PV)	150	4.110				
18	559-3	塩化ビニル(PV)	150	11.950				
19	559-3	塩化ビニル(PV)	150	1.050				
20	559-3	塩化ビニル(PV)	150	2.870				
21	559-3	塩化ビニル(PV)	150	1.060				
22	559-3	塩化ビニル(PV)	150	10.530				
23	559-3	塩化ビニル(PV)	150	7.960	合計	口径(mm)	延長(m)	口径×総延長
24	559-3	塩化ビニル(PV)	150	3.580		150	176.690	26504
25	559-3	塩化ビニル(PV)	150	2.070		200	7.680	1536
26	560-2	塩化ビニル(PV)	150	43.850		150+200	184.370	
27	560-4	塩化ビニル(PV)	150	6.400		250	299.510	74878
28	560-4	塩化ビニル(PV)	150	6.410		350	88.820	31087
29	560-4	塩化ビニル(PV)	150	20.070		400	0.000	0
30	562-2	塩化ビニル(PV)	150	10.590		500	52.390	26195
31	562-2	塩化ビニル(PV)	150	16.870		600	0.000	0
32	562-4	塩化ビニル(PV)	150	11.610				
33	562-4	塩化ビニル(PV)	150	14.210				
34	562-4	塩化ビニル(PV)	150	1.500	総延長			625.090
					平均口径 (口径×総延長の合計) ÷ (延長の総合計)			256.281



市川市下水道台帳図

別紙2-2

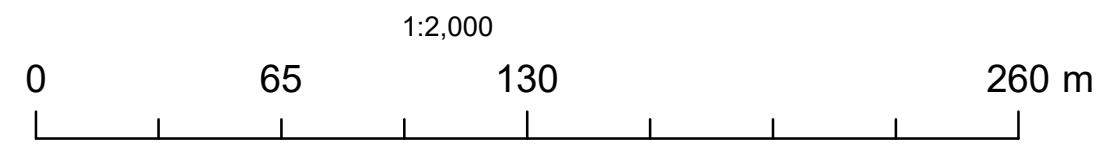


マンホール		
⑤	0号	内径 75cm
●	1号	90
○	2号	120
◎	3号	150
⊙	4号	180
⊕	5号	210
特1号	特1号	90×60
特1号(方円)	特1号(方円)	90×60
特1号(円円)	特1号(円円)	90×60
特2号	特2号	120×120
特3号	特3号	
特殊	特殊	
伏せ越し	伏せ越し	
樹マンホール(塩ビ)	樹マンホール(塩ビ)	20
樹マンホール	樹マンホール	30
樹マンホール	樹マンホール	50
樹マンホール	樹マンホール	60
樹マンホール	樹マンホール	20
不明マンホール	不明マンホール	
流域マンホール	流域マンホール	
樹		
○	コンクリート	
●	塩化ビニル	
●	塩化ビニル	水路内
○	塩化ビニル	内径 30cm
○	1号マンホール樹	
○	0号マンホール樹	
○	特1号マンホール樹	
○	雨水樹	塩化ビニル
○	合流汚水樹	

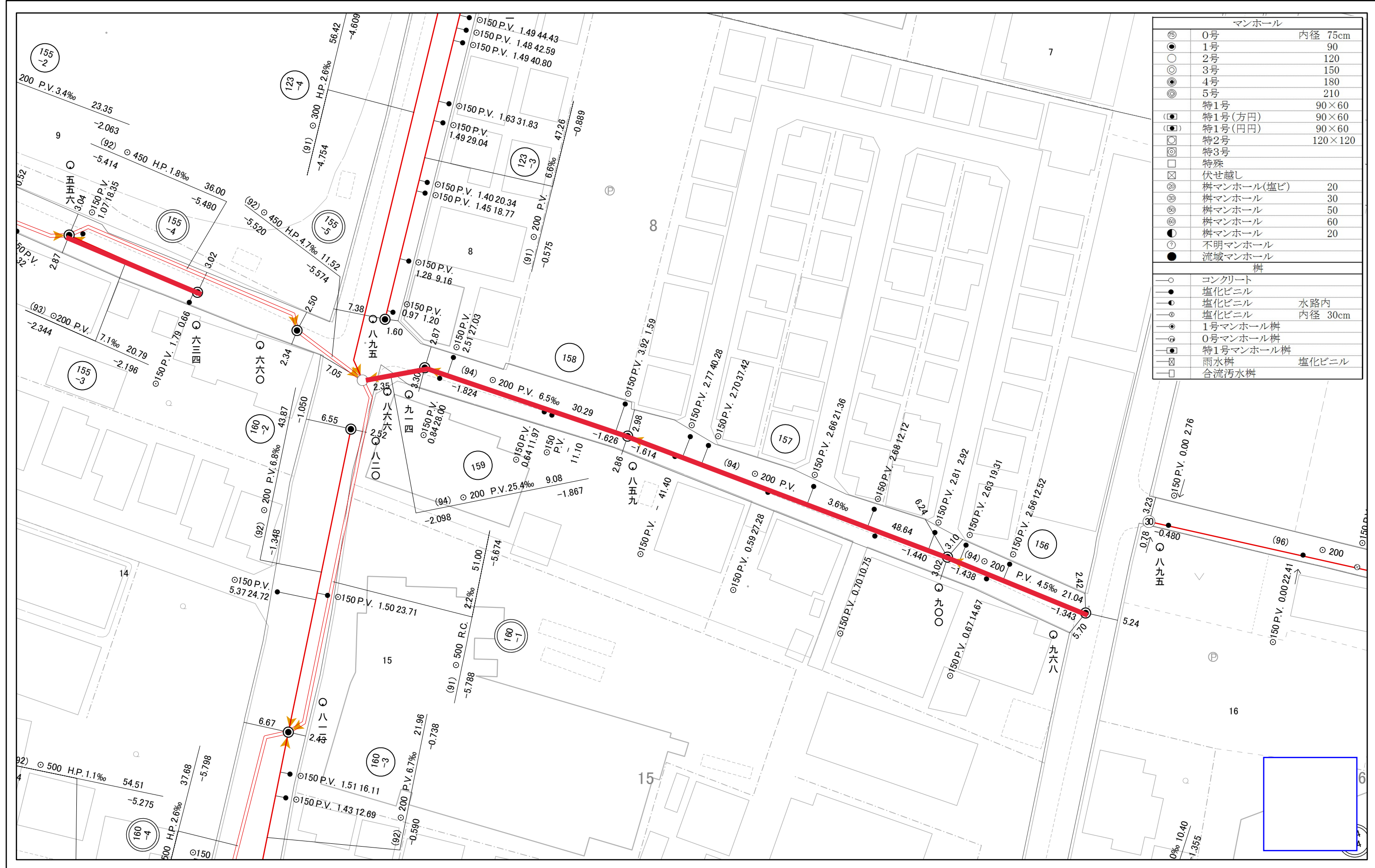
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年9月26日



市川市下水道台帳図

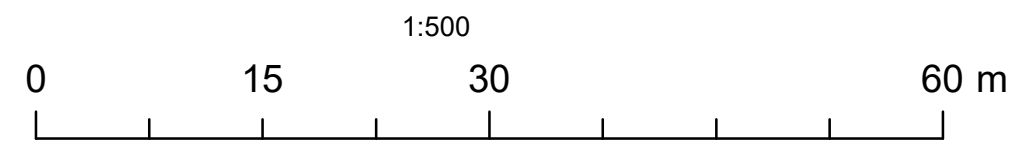


マンホール	
⑤	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
◎	3号 150
⊙	4号 180
⊕	5号 210
特1号	90×60
特1号(方円)	90×60
特1号(円円)	90×60
特2号	120×120
特3号	
特殊	
伏せ越し	
②	樹マンホール(塩ビ) 20
③	樹マンホール 30
④	樹マンホール 50
⑤	樹マンホール 60
⑥	樹マンホール 20
不明マンホール	
流域マンホール	
樹	
○	コンクリート
●	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

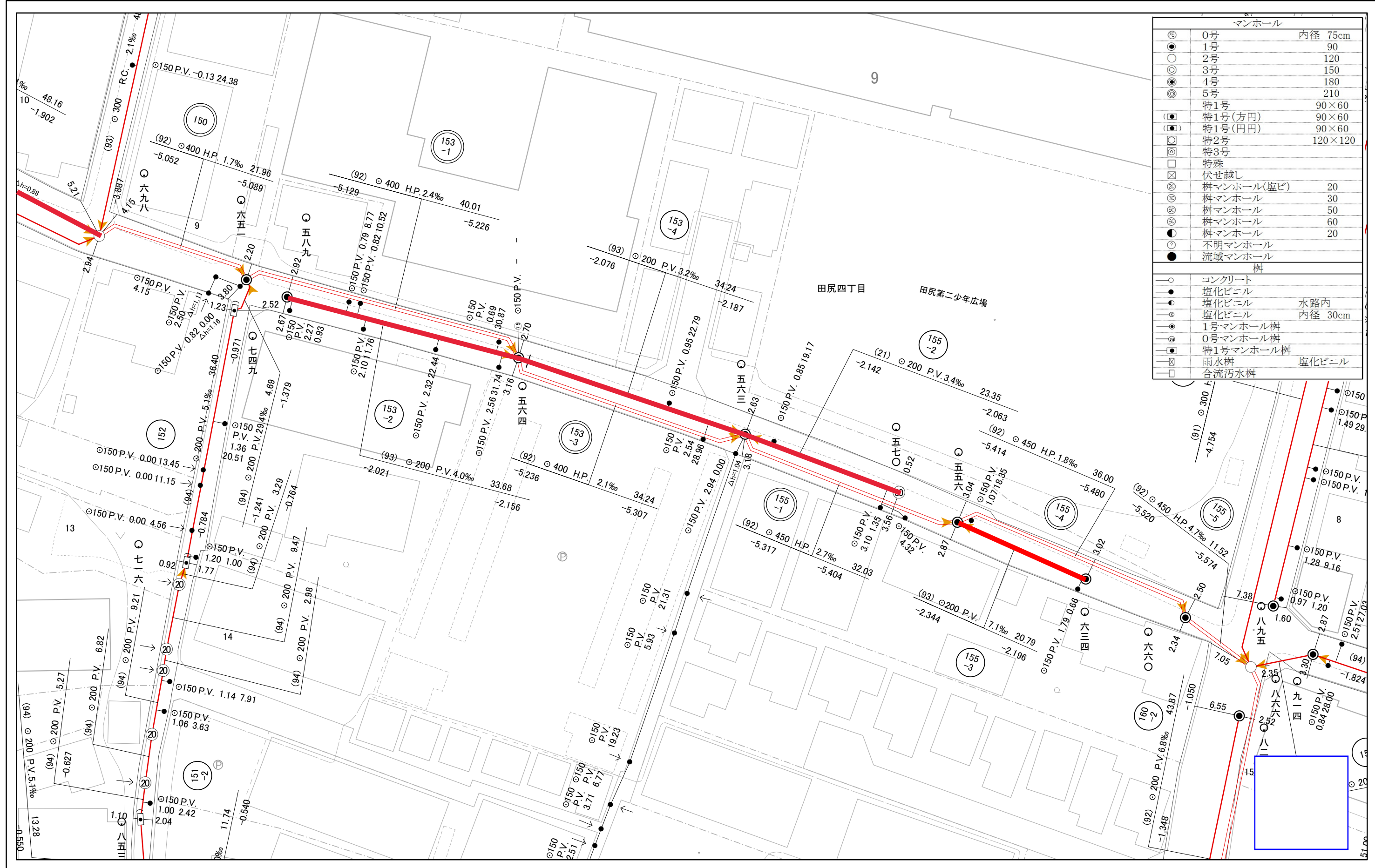
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年10月2日



市川市下水道台帳図

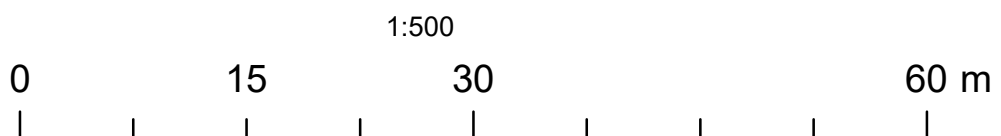


マンホール	
○	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
⊙	特1号 90×60
⊙	特1号(方円) 90×60
⊙	特1号(円円) 90×60
⊙	特2号 120×120
⊙	特3号
□	特殊
⊗	伏せ越し
⊗	樹マンホール(塩ビ) 20
⊗	樹マンホール 30
⊗	樹マンホール 50
⊗	樹マンホール 60
⊗	樹マンホール 20
○	不明マンホール
●	流域マンホール
樹	
○	コンクリート
●	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

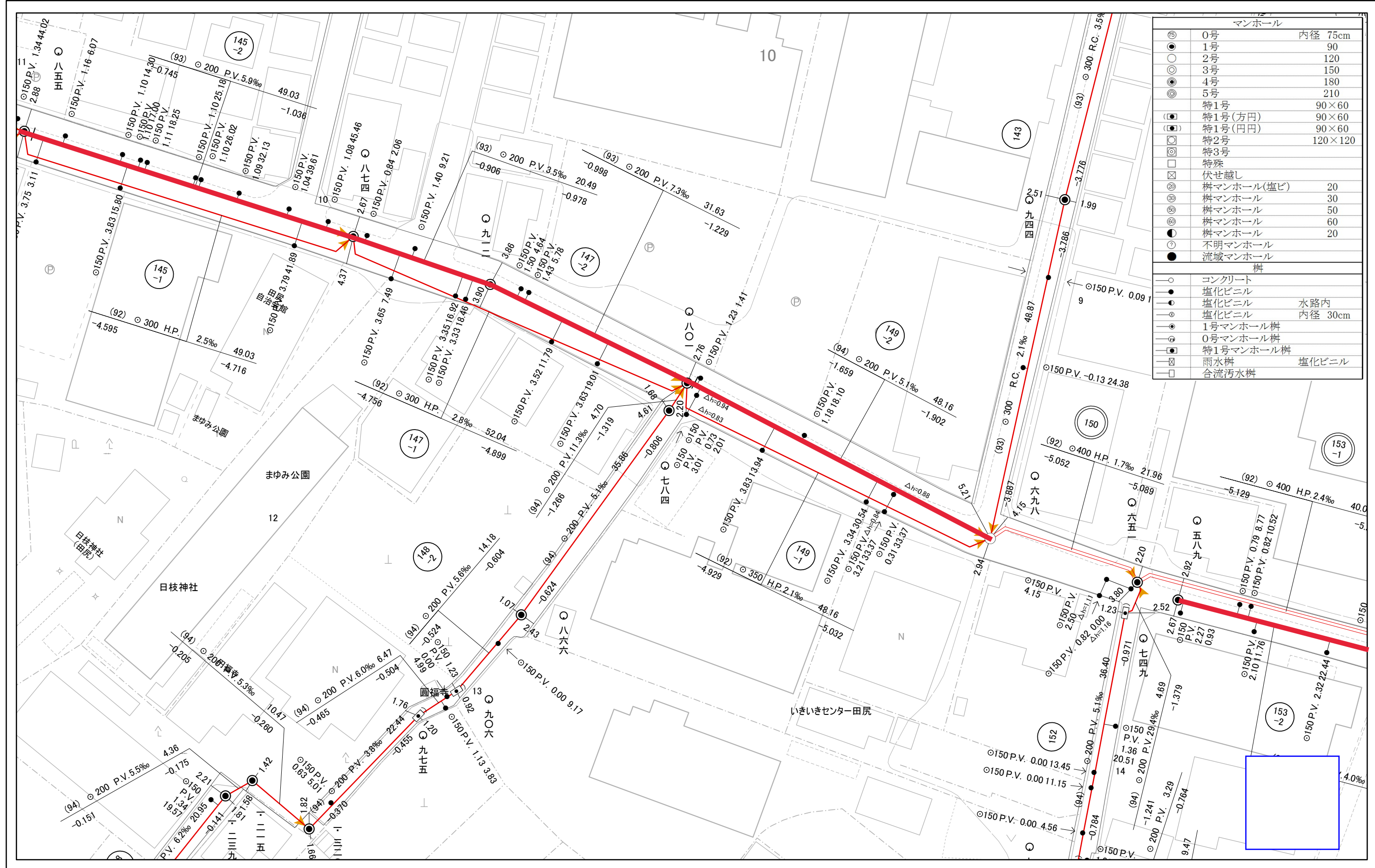
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年9月19日

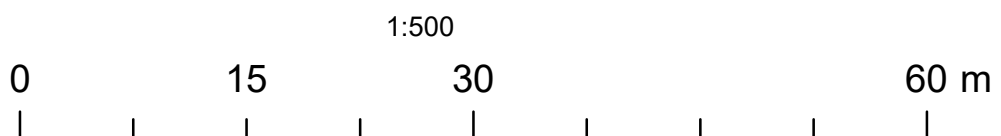


市川市下水道台帳図



マンホール		
⑤	0号	内径 75cm
●	1号	90
○	2号	120
○	3号	150
○	4号	180
○	5号	210
○	特1号	90×60
○	特1号(方円)	90×60
○	特1号(円円)	90×60
○	特2号	120×120
○	特3号	
□	特殊	
□	伏せ越し	
○	樹マンホール(塩ビ)	20
○	樹マンホール	30
○	樹マンホール	50
○	樹マンホール	60
○	樹マンホール	20
○	不明マンホール	
●	流域マンホール	
樹		
○	コンクリート	
○	塩化ビニル	
○	塩化ビニル	水路内
○	塩化ビニル	内径 30cm
○	1号マンホール樹	
○	0号マンホール樹	
○	特1号マンホール樹	
○	雨水樹	塩化ビニル
○	合流汚水樹	

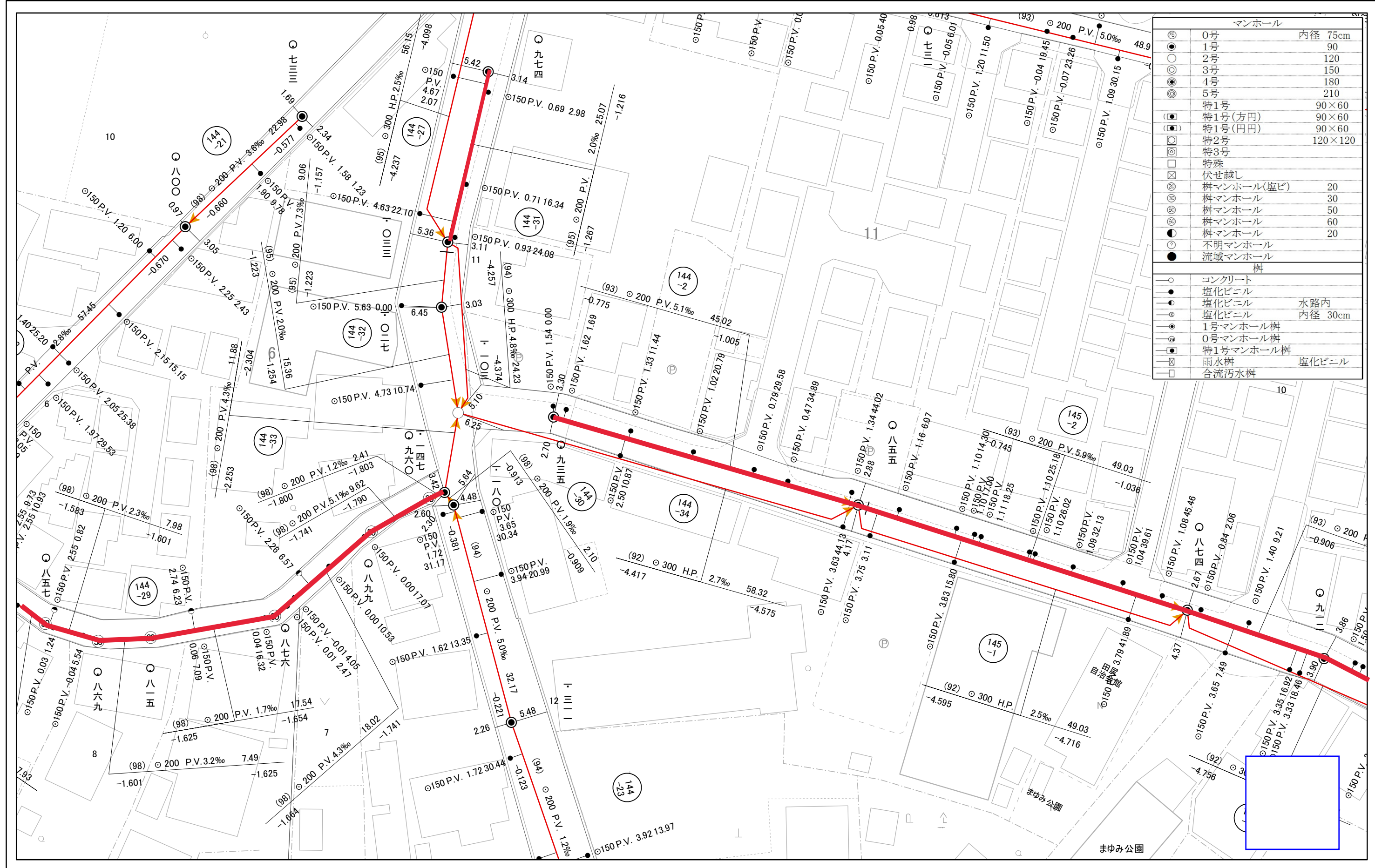
この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。



発行年月日： 令和07年9月19日

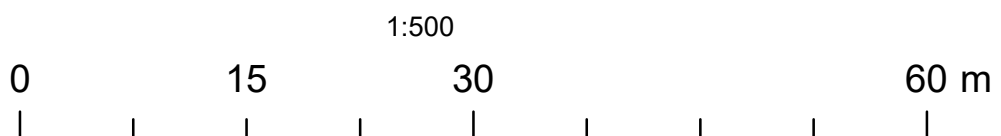
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

市川市下水道台帳図



マンホール	
○	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
○	特1号 90×60
○	特1号(方円) 90×60
○	特1号(円円) 90×60
○	特2号 120×120
○	特3号
○	特殊
○	伏せ越し
○	樹マンホール(塩ビ) 20
○	樹マンホール 30
○	樹マンホール 50
○	樹マンホール 60
○	樹マンホール 20
○	不明マンホール
○	流域マンホール
樹	
○	コンクリート
○	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

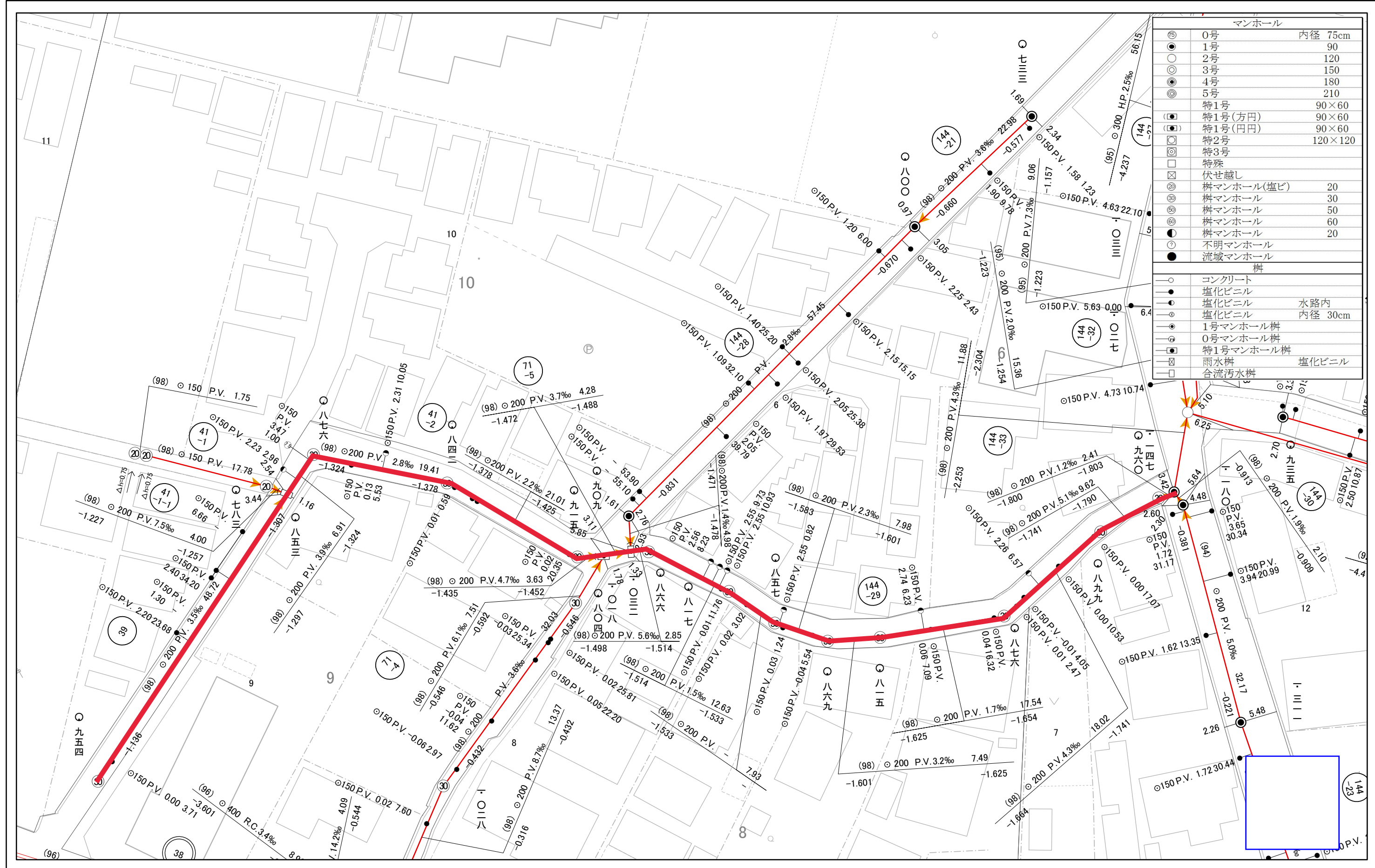
この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。



発行年月日： 令和07年9月19日

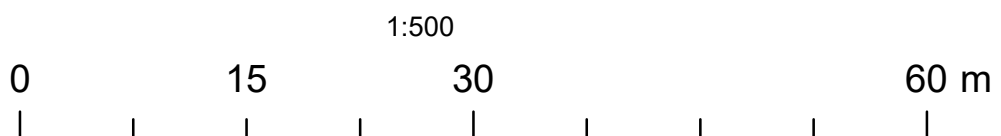
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

市川市下水道台帳図



マンホール	
⑤	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
■	特1号 90×60
■	特1号(方円) 90×60
■	特1号(円円) 90×60
■	特2号 120×120
■	特3号
■	特殊
■	伏せ越し
■	樹マンホール(塩ビ) 20
■	樹マンホール 30
■	樹マンホール 50
■	樹マンホール 60
■	樹マンホール 20
○	不明マンホール
●	流域マンホール
樹	
○	コンクリート
●	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
■	雨水樹 塩化ビニル
■	合流汚水樹

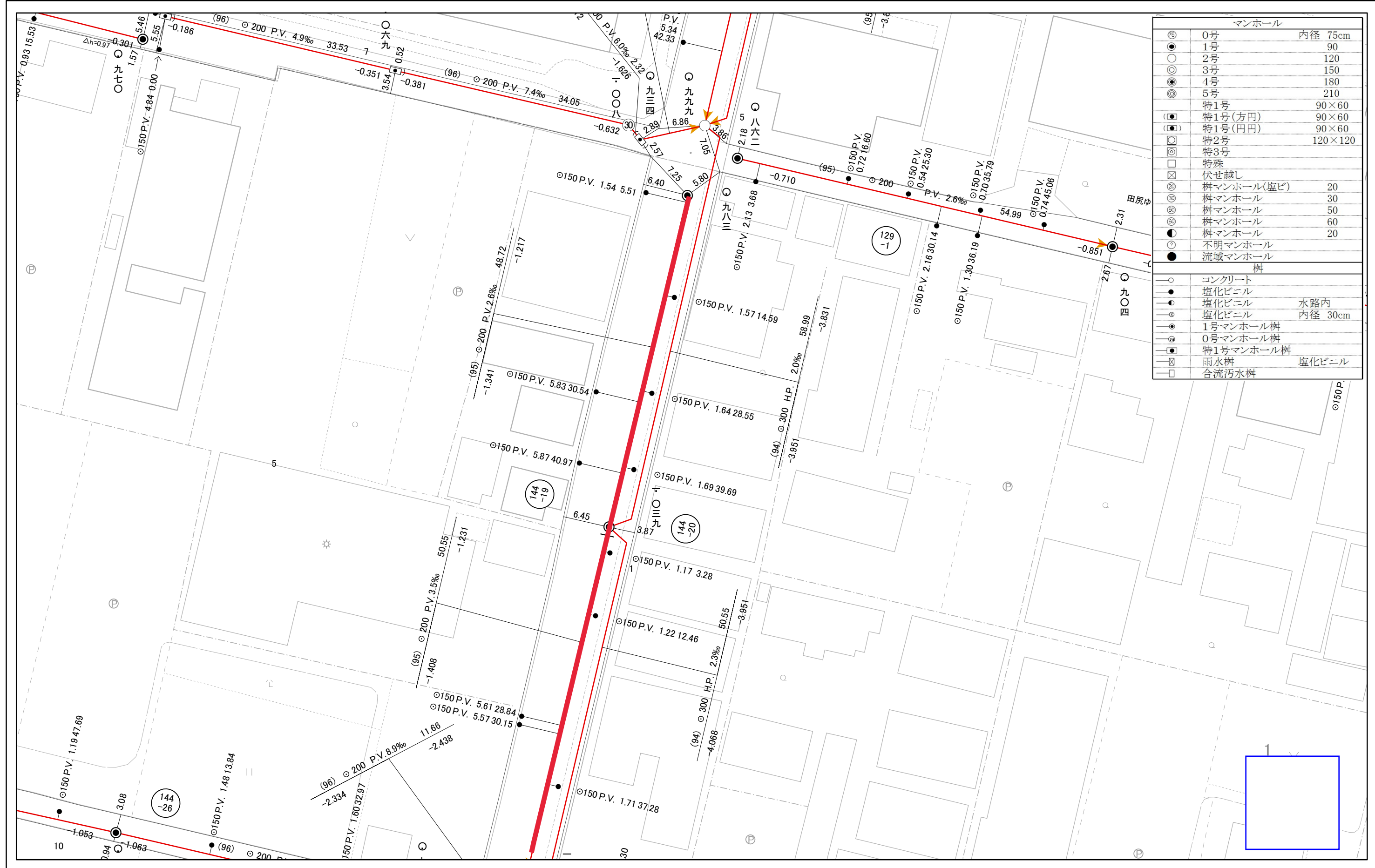
この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。



発行年月日： 令和07年10月2日

発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

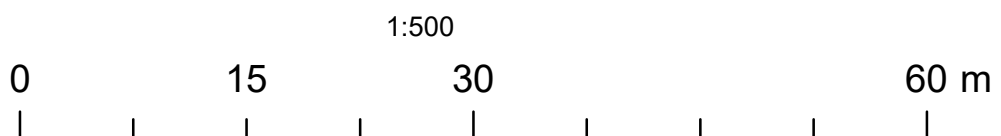
市川市下水道台帳図



マンホール		
⑤	0号	内径 75cm
●	1号	90
○	2号	120
◎	3号	150
⊙	4号	180
⊕	5号	210
特1号	特1号	90×60
特1号(方円)	特1号(方円)	90×60
特1号(円円)	特1号(円円)	90×60
特2号	特2号	120×120
特3号	特3号	
特殊	特殊	
伏せ越し	伏せ越し	
樹マンホール(塩ビ)	樹マンホール(塩ビ)	20
樹マンホール	樹マンホール	30
樹マンホール	樹マンホール	50
樹マンホール	樹マンホール	60
樹マンホール	樹マンホール	20
不明マンホール	不明マンホール	
流域マンホール	流域マンホール	
樹		
○	コンクリート	
●	塩化ビニル	
○	塩化ビニル	水路内
○	塩化ビニル	内径 30cm
○	1号マンホール樹	
○	0号マンホール樹	
○	特1号マンホール樹	
○	雨水樹	塩化ビニル
○	合流汚水樹	

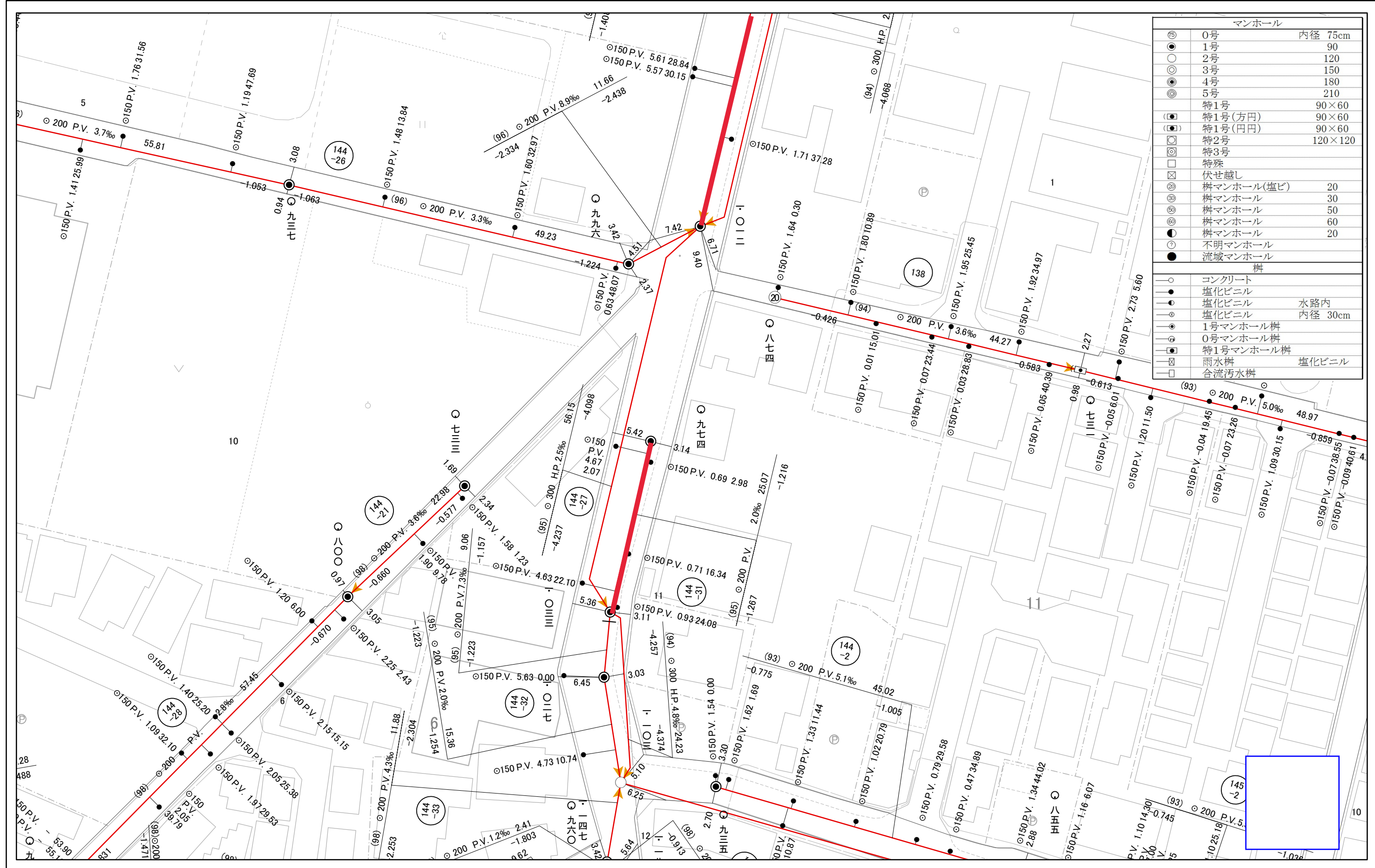
発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。



発行年月日： 令和07年10月2日

市川市下水道台帳図

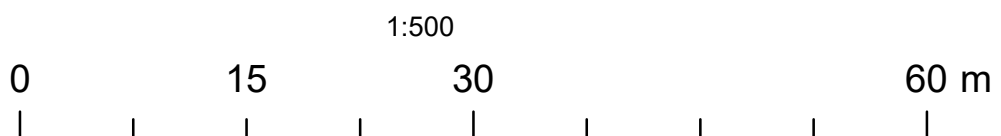


マンホール	
⑤	0号 内径 75cm
●	1号 90
○	2号 120
○	3号 150
○	4号 180
○	5号 210
特1号	90×60
特1号(方円)	90×60
特1号(円円)	90×60
特2号	120×120
特3号	
特殊	
伏せ越し	
樹マンホール(塩ビ)	20
樹マンホール	30
樹マンホール	50
樹マンホール	60
樹マンホール	20
不明マンホール	
流域マンホール	
樹	
○	コンクリート
●	塩化ビニル
○	塩化ビニル 水路内
○	塩化ビニル 内径 30cm
○	1号マンホール樹
○	0号マンホール樹
○	特1号マンホール樹
○	雨水樹 塩化ビニル
○	合流汚水樹

発行者：市川市下水道部 河川・下水道管理課

この図面は参考図です。
現地調査の上、施工願います。

発行年月日： 令和07年10月2日



	路線番号	管種	口径	区間距離
1	155-3	塩化ビニル(PV)	200	20.790
2	155-2	塩化ビニル(PV)	200	23.350
3	153-4	塩化ビニル(PV)	200	34.240
4	153-2	塩化ビニル(PV)	200	33.680
5	149-2	塩化ビニル(PV)	200	48.160
6	147-2	塩化ビニル(PV)	200	31.630
7	147-2	塩化ビニル(PV)	200	20.490
8	145-2	塩化ビニル(PV)	200	49.030
9	144-2	塩化ビニル(PV)	200	45.020
10	156	塩化ビニル(PV)	200	21.040
11	157	塩化ビニル(PV)	200	48.640
12	158	塩化ビニル(PV)	200	30.290
13	159	塩化ビニル(PV)	200	9.080
14	39	塩化ビニル(PV)	200	48.720
15	39	塩化ビニル(PV)	200	6.910
16	41-2	塩化ビニル(PV)	200	19.410
17	41-2	塩化ビニル(PV)	200	21.010
18	41-2	塩化ビニル(PV)	200	3.630
19	71-5	塩化ビニル(PV)	200	4.280
20	144-29	塩化ビニル(PV)	200	2.850
21	144-29	塩化ビニル(PV)	200	12.630
22	144-29	塩化ビニル(PV)	200	7.930
23	144-29	塩化ビニル(PV)	200	7.980
24	144-29	塩化ビニル(PV)	200	7.490
25	144-29	塩化ビニル(PV)	200	17.540
26	144-29	塩化ビニル(PV)	200	18.020
27	144-29	塩化ビニル(PV)	200	9.620
28	144-29	塩化ビニル(PV)	200	2.410
29	144-19	塩化ビニル(PV)	200	48.720
30	144-19	塩化ビニル(PV)	200	50.550
31	144-31	塩化ビニル(PV)	200	25.070

	口径(mm)	延長(m)	口径×総延長
	150	0.000	0
	200	730.210	146042
	150+200	730.210	
	250	0.000	0
	350	0.000	0
	400	0.000	0
	500	0.000	0
	600	0.000	0

総延長	730.210
平均口径 (口径×総延長の合計) ÷ (延長の総合計)	200.000